

けた

「ドライバースト」の物流実現へ健康支援

東京都トラック協会が掲げる、「ドライバースト」の実現には、ドライバへの安全教育や健康診断の実施だけでなく、プラスアルファの取り組みが必要になってきます。今回は、ドライバへの安全と健康に大きく関わる睡眠時無呼吸症候群(SAS)について、産業医の長濱さつ絵先生が解説します。

健康起因事故防止は事業者の責務

3月22日、三重県で発生した西武バスの事故をご存じでしょうか。50代の運転者が運行中に心臓の病気を発症し、突然意識を失ったことでブレー

して、法令により定められて
いるこれらの項目に、
確実に取り組むことが
何よりも肝要です。
では、これらを確実に

重ねることこそが健康起
因事故を未然に防ぎ、多
くの命を救うということ
を忘れてはいけません。

居眠りの原因がSASの場合も

運動転者は死亡、乗客にも負傷者が出たという、非常に痛ましい事故です。運動転者は毎年健康診断を受診しており、持病は

て、有所見者については産業医に相談をし、就業についての意見を聞くこと。受診が必要と判断された場合は、医療機関で

脳梗塞や心筋梗塞など、メタボリックシンドロームに起因した健康起因事故防止の取り組みや健診の事後措置に
リスクが高く、SASがあると、自動車事故を起こすリスクは約2・4倍に高まるといわれています。

のがあります。これらの
症状は、睡眠の質が低下
することで引き起こさ
れ、運転中の集中力の低
下や判断ミスの原因にも
なっています。これらの
症状は、睡眠の質が低下
することで引き起こさ
れ、運転中の集中力の低
下や判断ミスの原因にも
なっています。

75%の事業者が「0~10%」か「11~30%」と回答しています。スクリーニング検査で「要精密検査」と判定された場合は、年齢が高くなると有病率が増えますが、若年でもSASを発症する人はいます。そのため、年齢で対象を区切らず、すべて

人、過去に事故を起こした人、肥満傾向のある人、高齢者、自覚症状がある人など、リスクの高い運転者から優先する方法もあり、適切とはいえません。SASスクリーニング検査を実施する際は必ず測定機器を用いた推奨される方法を選択します。

体調確認や、休憩時間
休日の確保などの対応は
行われていました。日頃
から健康管理体制が整つ
ていた大手企業でも、こ
さらに、運転当日の体
調確認を確実にに行い、健
康に関する社内教育を実
施して、「体調が優れな
い時には遠慮なく申し出

健診では見つけにくい睡眠時無呼吸症候群（SAS : Sleep Apnea Syndrome）についてお話しします。

多いため、自覚症状がない従業員も含めてスクリーニング検査を行い、早期発見に繋げることがとても重要です。

コンパクトで、使用者が

SASは治療可

質の状態を調べる検査で、終夜睡眠ポリグラフ（PSG）検査と呼ばれます。基本的には1泊2日の入院で行う検査です。「未治療の重度SASで、

能な病氣

公的機関で、SASを含む様々な運転に影響する

す。スクリーニング検査は、ドライバー自身の命と安全を守る第一歩となります。もし異常が見つかっても、治療と適切な

新の
重要性
疫症候群
について

睡眠時無呼吸症候群 (SAS) について

長濱産業医事務所
長濱さつ絵
(産業医)



です。検査を申し込むと検査機関から小型の機器が送られてきて、それを装着して寝ることで、その機器に睡眠中の呼吸状態や血中酸素濃度、いびきなどが記録されます。一晩測定した後、その機

が可能で、検査費用は健診機関では5000円、1万円程度のことが多く、東京都トラック協会、全日本トラック協会の助成金も利用できます。

国土交通省のスクリーニング検査等に関する実

スクリーニング検査は、国交省より3～5年ごとが推奨されています。日本呼吸器学会の『SAS診療ガイドライン2025』によると、30～40代の男性の有病率は10%程度、50代は10～20%、70代は10%未満と推定されています。そのために、医療機関や専門家・産業医や自動車事故対策機構（NASVA）などに相談することが重要です。なお、NASVAは交通事故の防止、運転者の健康管理支援などを行う

が含まれ、高齢者や事故歴のある人など、運転業務を継続すべきか迷う場面では有用な判断材料となります。

SASは適切な対応によつて、事故リスクを大幅に低減できる疾患で

の向上につながります。また、会社の取り組みを通じて、運転者自身が自分の健康に関心を持つきっかけとなり、職場全体で健康と安全を改めて考え直す、良い機会となるのではないでしょうか。

東ト協
SASスクリーニング検査

1人4,000円
助成

東京都トラック協会は、令和7年度「睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業」(全日本トラック協会との協調助成)の申請受付を行っている。運転障害の一因となるSASを自覚・改善することによって、健康起因事故防止および労働災害事故防止を図るため、検査費用の一部助成を実施する。

申込受付 期 間	4月9日～12月19日まで (4月1日以降に実施した検査は、助成要件を満たす場合には遡って対象)
対 象 者	会員事業者の都内事業所に勤務している運転者
対象検査	①問診用紙への記入(アンケート様式) ②スクリーニング検査機器による検査
対象人数	東ト協分2,500人、全ト協分2,904人(各先着順)
助成金額	1社につき30人まで、上限は1人当たり4,000円 (東ト協1,500円＋全ト協2,500円) ※助成金額は検査費用を上限とする。再検査は検査費用の半額まで (上限は1人当たり500円)

申し込みは、東ト協ホームページ（HP）の「申込フォーム」から行い、助成適用の可否を確認した上で、検査機関に予約する。

詳細は、東ト協HPを参照（申請様式などのダウンロードが可能）

問い合わせ
・ 申請先

東ト協業務部交通・環境G
(☎03・3359・6257)



東ト協 第45回地方近代化基金融資

5月から申請を受付

東ト協は5月1日から、令和7年度第45回「地方近代化基金融資」申し込みの公募を開始する。利子補給により長期の低利融資が受けられることから、会員事業者に対し事業の合理化や経営改善などに向けて、積極的な活用を呼びかけている。

【公募資格】35億円以上、30年長期等融資し込む

【対象事業】

- ▽ポスト新長期等融資（同規制などに適合する事業用貨物自動車購入）
- ▽一般融資
- ①設備資金Ⅱ車両（フオークリフトを含む）・荷役機械などの購入および車両の改造、福利厚生施設の整備、車庫・倉庫（貨物自動車運送事業に係るものに限る）、トラックターミナル、配送センター、事務所などの物流施設の整備（設備の補修改修を含む）、近代化合理化のための事務機器（コンピュータ・ソフトウェア・ファクシミリ・複写機・MCA無線などで1品が20万円以上）

【購入の購入】

- ②省エネ関連機器（デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーおよびECS機器など）の購入
- ※都内・都外登録車両とも対象。リース契約、割賦契約は対象外

【融資限度額】

- ①個別企業Ⅱポスト新長期等融資・一般融資各6000万円
- ②共同Ⅱ1億円
- ③組合Ⅱ転貸先の企業ごとに6000万円

【貸付金利】取扱金融機関の所定利率による

【償還期間】

- ①車両および車両搭載物5年以内（据置期間を含む）
- ②その他償還期間内（据置期間を含む）
- ③組合Ⅱ転貸先の企業ごとに6000万円

【償還方法】据置期間（償還期間のうち6か月以内）終了後、元金均等償還

【担保・保証人】取扱金融機関の定めによる

【再融資の制限】

- ▽ポスト新長期等融資Ⅱ前年度までの融資実績にかかわらず、限度額6000万円まで
- ▽一般融資（設備資金等）Ⅱ融資残高が6000万円以下であれば、6000万円に達するまで（既融資分が正常に償還利用が可能）

【取扱金融機関】

商工組合中央金庫の本・支店およびその代理店となっている信用組合（03・3359・41の本・支店（ただし、転貸方式の場合は商工中金の本・支店のみ）

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協 事務局（03・3359・41）

【留意事項】

- ①東ト協の融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる。同通知に基づき、取扱金融機関が返済能力などを審査し、融資の可否を決定する
- ②推薦後、事業計画の変更（投資額変更・延期・中止など）が生じた場合、所定の手続きが必要となるため、東ト協に申し出ること
- ③所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用が可能

中継輸送など経費を補助

国土交通省は6月6日午後5時まで、「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）を募集している。補助対象は、荷主および物流事業者など物流に係る関係者によって構成される協議会。対象となる事業は、物流効率化に基づく総合効率化計画推進事業（中継輸送）の各事業。

画策定のための調査事業（総合効率化計画策定事業）と物流効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業（モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・ラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業）の各事業。

補助対象経費は、総合効率化計画策定事業／上限総額500万円。モーダルシフト推進事業など／同1000万円。※省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合。予算額は1億5120万円。

応募は、申請様式などを事業計画の主とする地域を管轄する地方運輸局等へ提出する。

詳細は、国土省本事業ホームページ（https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/fr eight/ms_subsidy.htm）を参照。

改正物流法が施行された矢先の4月8日、中野洋昌国土交通大臣は、坂本克己全日本トラック協会会長ら業界トップを大臣室に招き、「適切な価格転嫁の定着およびドライバーの賃上げ」について要請した。3月14日には、物流革新に関する関係閣僚会議の席上、石破茂首相が法改正を契機に、荷主等に対する価格転嫁の推進を要請したばかり。念には念の入れようだが、果たして真意はどこにあるのか。



大臣がトラック業界に要請

中野国土交通大臣は、坂本全ト協会会長らに、6項目からなる要請を行った。6項目は、1月24日に開催された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」で、青木一彦内閣官房副長官が指示していたもので、①下請法の活用、②下請法改正案の周知、③無償サービスの提供要請など商慣習の見直し、④サプライチェーンの頂点となる企業が隅々まで価格転嫁できるよう配慮、⑤取引適正化に向けた自主行動計画の策定、⑥特に労務費の適切な転嫁——からなる。トラック運送業界に対して、中野大臣はこのうち3項目に言及した。元請け事業者に対して、下請法改正成立・施行前から自主的な対応を行うこと。これは②に相当し、代金に関する協議に応じないことや、一方的に代金の額を決定することのないよう求めた。すべての事業者に対して、価格転嫁を阻害する商慣習を見直すこと、これは④に相当し、特に末端の実運送まで転嫁できる価格設定を行うよう求めた。

元請け大手が軒並み社名公表 価格転嫁を業界全体に浸透を

でなく、受注者に価格交渉を促すことも要請した。これに対し、坂本全ト協会長は「改めてやるべきことをやらねばなら

い」と答えている。価格転嫁は、荷主企業に求めるのが一義であるが、あえてトラック事業者に要請したのは、1つには無償サービスの提供など、荷主から要請される前に自ら行っている事業者が一部みられるため、そうした価格転嫁を阻害する商慣習をトラック業界全体で一掃していく自浄努力を求めたもの。もう1つは、下請法の存在を強調していることから分かるように、元請けに自覚を求めたといえる。

3月11日に下請法改正案が閣議決定され、改善されない事業者に対し主務大臣（トラックの場合）は国交大臣が指導・助言・勧奨する権限が与えられた。同14日には「物流革新に関する関係閣僚会議」ならびにトラックドライバーとの車座が官邸で開催され、石破首相は閣僚会議で価格転嫁や取引適正化の推進を、車座ではドライバーの賃上げが実感できる施策を進めていく考えを示した。

同日14日、公正取引委員会は令和6年度価格転嫁円滑化に関する特別調査、その後の個別調査で、相当数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置きが確認されたとして、物流最大手を含む3社の社名を公表した。これで一昨年の以降、公取委や中小企業庁、トラック・物流Gメンにより元請け大手トップ5社すべてが社名公表または勧告の憂き目にあった。

が、国土交通省の鶴田浩久物流・自動車局長は「しっかり受け止めて、措置を講じてもらう。さまざまな立場での事業者が、垣根を越えて協力していくことが業界が良くなっていく鍵」と前向きに捉えた。

物流2024年問題から1年が経過。1月に東ト協連が実施した運賃動向に関する調査でも、標準的運賃と同額以上を収受している割合はまだ19%だが、労務費が上昇する中、「値上げの要請はし続ける」と、粘り強く取り組む姿勢がみられた。少し時間はかかりそうだが、価格転嫁が全体で進み、業界が良くなっていくことを望みたい。（ライター 澤田誠）

3月は143に

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会の求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、令和7年3月の指数は143で前月比4.4%、前年同月比12.7%上昇した。成約運賃指数は3年7月以降、45か月連続で前年同月を上回り、引き続き高い水準で推移している。

荷物情報（求車）登録件数は19万3655件で、前年同月比6.0%増加。一方、成約率は13.0%で同0.9%減少した。6年度の成約運賃指数は、133.5（荷物重量4t以下141.8、同4t超126.9）で前年度比11.1%上昇した。2年度以降、4年連続で前年度を上回っており、上げ幅も最大となった。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600 (担当：青木)

高島平 03-6906-5960 (担当：磯田)

ホームページ <http://www.setagaya-yss.co.jp>

E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協 東京都「貨物輸送評価制度」説明会

東京都トラック協会は4月14日・18日・22日、東ト総合会館で、令和7年度の東京都「貨物輸送評価制度」説明会(We b併用)を開催した。都



CO₂削減へ制度活用を

からの委託を受け、申請受付に当たり説明会を実施した。なお、18日の説明会後、グリーン・エコプロジェクト(GEP)説明会を併催し、同制度申請をサポートするGEPの取り組みなどを紹介した。14日の説明会には、都環境局環境改善部の東條左絵子自動車環境課長があいさつ。東條課長は、「都では2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションを掲げており、自動車からの

CO₂排出量削減の取り組みは重要である。貨物車ではEV・FCVの導入とあわせて、貨物輸送評価制度を活用し、皆様とともにCO₂の削減を着実に図っていきたい」と述べた。

この後、東ト協業務部の前川宣将副参事が評価制度の概要・申請方法などについて説明した。

東ト協「標準的運賃」Q&A集を配布

東ト協はこのほど、目標を達成した標準的運賃(令和6年10月時点)を全会員事業者に配布した。荷主との運賃交渉の資料となる国土交通省制作「標準的運賃」Q&A集

荷主との運賃交渉をサポート

標準的運賃に係る実態調査

国土交通省は、「標準的運賃に係る実態調査」の回答期限を4月30日まで延長した。貨物運送事業者を対象に標準的運賃の浸透・活用状況など

4月30日まで延長



二次元コード

事業実績報告書

貨物自動車運送事業報告規則の定めにより、各トラック運送事業者には、事業実績報告書の提出が義務付けられている。これに伴い、東京都トラック協会は各会員事業者に対し、提出期限までに所属支部事務局、または東京運輸支局へ提出するよう呼びかけている(東ト協ホームページから報告書の様式・記入例をダウンロード可能)。(対象事業者)令和7年3月31日現在で、貨物自

提出期限 所属支部 6月25日 東運支局 7月10日

①事業実績報告書(6年4月1日～7年3月31日の期間) ②所属支部事務局に提出する場合/6月25日まで ③東京運輸支局に提出する場合/7月10日まで

②事業報告書(営業報告書) ③報告規則に基づき、毎事業年度経過後100日以内に提出

※決算期が3月の事業者は、事業実績報告書と同様の期日までに提出すること。

東ト協 運転免許取得支援 教習費用2分の1を助成

東ト協は、東京都の外郭団体「東京しごと財団」の助成事業による「業界人材確保強化緊急支援事業(運転免許取得支援)」を昨年度に続いて実施している。ドライバー不足を緩和する取り組みとして、人材確保力の向上を図るため、トラックの運転に必要な運転免許取得費用の一部を助成するもの。

事業期間は8年2月28日まで(予算額に達し次第、受付終了)。昨年12月2日で健康保険証の新規発行が終了したことに伴い、実施要綱の一部を改正し、当該ドライバー

東ト協 免許取得費用を助成 若年・外国人ドライバーが対象

受付を行う。

トラックドライバーの高齢化が進行し、人手不足の状況が継続している中で、若年・外国人ド

全ト協取次

東ト協は全日本トラック協会の取次事業として、令和7年度「若年・外国人ドライバー」等確保のための運転免許取得支援事業と

1等確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用はできない。

め、講習)の受講に係る費用も助成の対象となる。

新規取得および普通免許取得後に取得し上限4万円

5万円 限定準中型免許の限定解除し上限2万5000円

【助成対象】

①若年ドライバー

東ト協会員の事業所に在籍するトラックドライバーで、①自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)に合格②特定活動の在留資格を取得、③6年4月1日以降に受講し、外免切替(普通免許または準中型免許)における技能・知識確認に合格、④申請時に会員事業者が在籍し、運転者として従事している者

⑤外国人ドライバー

東ト協会員の事業所に在籍するトラックドライバーで、①自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)に合格②特定活動の在留資格を取得、③6年4月1日以降に受講し、外免切替(普通免許または準中型免許)における技能・知識確認に合格、④申請時に会員事業者が在籍し、運転者として従事している者

東ト協会員の事業所に在籍するトラックドライバーで、①自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)に合格②特定活動の在留資格を取得、③6年4月1日以降に受講し、外免切替(普通免許または準中型免許)における技能・知識確認に合格、④申請時に会員事業者が在籍し、運転者として従事している者

東ト協会員の事業所に在籍するトラックドライバーで、①自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)に合格②特定活動の在留資格を取得、③6年4月1日以降に受講し、外免切替(普通免許または準中型免許)における技能・知識確認に合格、④申請時に会員事業者が在籍し、運転者として従事している者

【助成額】

▽特例教習

受講費用の3分の1

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

▽準中型免許取得

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

【助成額】

▽特例教習

受講費用の3分の1

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

▽準中型免許取得

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

【助成額】

▽特例教習

受講費用の3分の1

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

▽準中型免許取得

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協業事務部交通環境G(03・3359・6257)

協会日誌

【4月1～15日】

2日 ロジ研正副本部長会議▽三組織連絡会
3日 食料・酒類飲料専門部会役員会
8日 紙・パルプ専門部会役員会
9日 鉄鋼専門部会役員会
10日 東ト協街頭指導活動「統一実施日」
11日 初任運転者特別講習▽重量品専門部会委員会
14日 東京運輸支局・街頭検査に協力
東ト協事務局人事(4月21日) 適正化事業部適正化事業グループ副参事(新規採用)梅本武志

日程ボード

【5月1～15日】

14日(※) 14時正副会長会(東ト総合会館)▽15時鉄鋼専門部会通常総会(同)▽16時30分重量品専門部会通常総会(箱根湯本富士屋ホテル)▽17時10分同研修会(同)▽18時30分同懇親会(同)15日(※) 11時女性部正副本部長会議(東ト総合会館)▽12時同幹事会(同/Web併用)

新会員

【千代田支部】

株式会社ミッドバードトランスス江東区新木場4の5の6中村ボーディー

新木場工場内4F▽03・6457・0627

▽一般貨物運送(普通車58台)、利用運送

【大田支部】

フジエアカゴ株式会社 大田区羽田空港3の2の6羽田空港国内東貨物地区アークビル703号室▽03・6459・9559▽一般貨物運送(普通車4台、小型車1台)、利用運送

【城東支部】

株式会社蔵通商江車6台

軽油の価格

☆スタンド	平均	=147.4円
☆ローリー	平均	=134.3円
☆売り発行カード	平均	=145.6円
☆ディーラー発行カード	平均	=142.5円

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

購入価格は、購入に関する諸要因(数量・支払条件・地域ほか)により多少の幅があります(消費税込み)。
10当りの軽油価格
3月分
(東ト協調べ)

東協
第1回

本部集団健診

申し込み5月1日まで
1人2000円を助成

東京都トラック協会は6月7・8日(土・日曜日)、令和7年度第1回「本部集団健診」(定期健康診断)を実施する(本号に案内チラシを同封)。

受診対象は東ト協会員事業所に在籍する従業員。定期健診項目のほか、眼底検査・大腸がん検診の受診も可能。

申し込みは5月1日まで(受診枠に空きがある場合、受付期間以降も受け付ける)。開催日時は、本部集団健診は、定期健康診断助成事業(4月10日号既報)について、一定の条件により受診費用の一部を1人当たり2000円に倍増して助成していることから、積極的な利用を呼びかけている。

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協

東ト協

運転者適性診断受診助成

初任・適齢診断
1人2000円

東ト協は4月1日から、交通事故防止活動の一環として、令和7年度「運転者適性診断(初任診断・適齢診断)受診助成」の申請受付を行っている。

初任運転者・高齢運転者の受診促進を図るとともに、運行管理者による診断結果に基づく適切な指導のため実施しているもの。

実施要領は、次の通り。

【事業期間】
4月1日～8年3月31日(予算額に達し次第、受付終了)

【補助対象】
東ト協の会員事業所に所属する運転者など

【補助金額】
受診1人当たり2000円

【協定先認定機関】
▽自動車事故対策機構
東京主管支所(墨田区錦糸1の2の1アルカセン
トラビル8階)
▽ヤマト・スタッフ・サプライ東京研修センター
1(江戸川区東葛西6の2の3第三須三ビル2階)
▽問い合わせ先Ⅱ東ト協
蒲田5の15の8蒲田月村

健診受診率向上対策の一環として、各支部における集団健診を補完する形で実施しているもの。

東ト協では、ドライバーフアースの視点に基づいて重点的な事業を展開しており、その一環として、ドライバールの定期健診の受診促進を図るため、7年度「健康診断助成事業」(4月10日号既報)について、一定の条件により受診費用の一部を1人当たり2000円に倍増して助成していることから、積極的な利用を呼びかけている。

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協

◆健診開催日時◆

6月7日(土)	6月8日(日)
①8時30分～9時30分 受付終了	⑦8時30分～9時30分 受付終了
②9時30分～10時30分 受付終了	⑧9時30分～10時30分
③10時30分～11時30分	⑨10時30分～11時30分
④11時30分～12時30分	⑩11時30分～12時30分
⑤14時30分～15時30分	※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑩のいずれかの枠で。定員は各時間帯とも40人、⑥のみ20人
⑥15時30分～16時00分	

6月7・8日実施

協業務部交通・環境G(03・3359・6257)

全ト協助成との併用も可能

東ト協は全日本トラック協会として、令和7年度「自動点呼機器導入に助成1社1台上限10万円」の申請受付を行う。

【助成対象】
自動点呼機器の導入費用(機器本体のほか、部品や付属品、セットアップなどの費用、契約期間中のサービス利用料を含む)消費税は含まない)について、10万円を上限に助成

【申請受付期間】
4月18日～8年2月27日(必着)全ト協・東ト協の交付限度総数に達した時点で受付終了

【助成額・助成台数】
▽自動点呼機器の導入費用(機器本体のほか、部品や付属品、セットアップなどの費用、契約期間中のサービス利用料を含む)消費税は含まない)について、10万円を上限に助成

【申請台数は年度内1事業所当たり1台。都内省認定の自動点呼機器・システム導入費などについて一部助成するもの。今年度も全ト協助成に加え、東ト協も助成する。

※全ト協・東ト協の助成の併用が可能(ただし、東ト協が500台申請 8年2月27日まで 受付)

東ト協

血圧計導入促進助成

全ト協助成との併用も可能

東ト協は4月9日から、全日本トラック協会の取次事業として、令和7年度「血圧計導入促進助成事業」の申請受付を行っている。

過労死や健康起因事故の原因となる脳梗塞や心筋梗塞などの脳・心臓疾患は高血圧が要因とされており、その予防として血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の普及を図るため、費用の一部を助成するもの。

【対象機器】
全ト協指定機器。詳細は東ト協ホームページ(HIP)を参照

【申請受付期間】
4月9日～8年1月30日(予算額に達し次第、受付終了)

【助成対象】
東ト協会員の中小企業者(資本金もしくは出資総額が3億円以下、または常時使用する従業員の数が300人以下)が300人以下)

※4月1日以降に購入した機器については、遡って対象とする

【助成額】
1台につき上限5万円とし、取得価格(税別)の2分の1まで

申請書類や申請方法など詳細については、東ト協HIP参照(書類様式のダウンロードが可能)。

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協
協業務部交通・環境G(03・3359・6257)

東ト協

信用保証料を助成

1社20万円を限度

東ト協は4月から、令和7年度「信用保証料を助成」(激甚災害)に伴う被害などに係る区市町村長などの「り災証明書」に基づき、信用保証料の保証を受け、信用保証料の支払いを行った会員事業者

【金融機関の範囲】
信用保証協会が貸付金などの債務保証を行うすべての金融機関

【助成額】
1事業者当たり、必要保証料の2分の1の額について20万円を限度として助成。

【申請受付期間】
7年4月1日～8年3月1日(郵送または持参/土・日曜、祝日、年末年始の休日を除く)

【助成金の返納】
融資の繰り上げ償還を行った場合などで、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合、その日から14日以内に東ト協に申告し、返還額に相当する助成金を返納する

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協
協業務部交付金会計G(03・3359・4136)

東ト協

フェスタ実行プロジェクト

東ト協フェスタ2025実行プロジェクト(リーダー：森本勝也副会長)は4月15日、東ト総合会館で、第3回WG(ワーキンググループ・Web併用)を開催した。

同WGの澤幡淳リーダーは、「ケーブルテレビJ・COMでフェスタ開催をアピールする。9月14日に向けて、準備を進めていきたい」とあいさつした。

議事では、会場レイアウト、来場者アンケートの告知・収集方法、LP(ランディングページ)、SNSの配信などについて検討。東ト協本部・支部が一丸となり、フェスタの成功を目指すため、今年度も全会員事業者への協賛を正副会長に諮ることとした。

東ト協

安全教育訓練の促進助成

全ト協助成との併用も可能

東ト協は4月1日から、全日本トラック協会の取次事業として、令和7年度「安全教育訓練の促進助成」(激甚災害)に伴う被害などに係る区市町村長などの「り災証明書」に基づき、安全教育訓練の費用の一部を助成するもの。

【対象機器】
全ト協指定機器。詳細は東ト協ホームページ(HIP)を参照

【申請受付期間】
4月9日～8年1月30日(予算額に達し次第、受付終了)

【助成対象】
東ト協会員の中小企業者(資本金もしくは出資総額が3億円以下、または常時使用する従業員の数が300人以下)が300人以下)

※4月1日以降に購入した機器については、遡って対象とする

【助成額】
1台につき上限5万円とし、取得価格(税別)の2分の1まで

申請書類や申請方法など詳細については、東ト協HIP参照(書類様式のダウンロードが可能)。

▽問い合わせ先Ⅱ東ト協
協業務部交通・環境G(03・3359・6257)

東ト協

フェスタ実行プロジェクト

東ト協フェスタ2025実行プロジェクト(リーダー：森本勝也副会長)は4月15日、東ト総合会館で、第3回WG(ワーキンググループ・Web併用)を開催した。

同WGの澤幡淳リーダーは、「ケーブルテレビJ・COMでフェスタ開催をアピールする。9月14日に向けて、準備を進めていきたい」とあいさつした。

議事では、会場レイアウト、来場者アンケートの告知・収集方法、LP(ランディングページ)、SNSの配信などについて検討。東ト協本部・支部が一丸となり、フェスタの成功を目指すため、今年度も全会員事業者への協賛を正副会長に諮ることとした。



開催に向けて広報展開へ

全ト協 **ゴミは持ち帰ろう！** キャンペーン実施中



各事業者にお
進んでいる。この中のサ

全日本トラッ
ク協会は、5月
を「トラック運
送業界の美化月
間」に設定し、
昨年度に続き不
法投棄(ポイ捨
て)対策として
「ゴミは持ち帰
ろう！」キャン
ペーンを実施す
る。

◎事故を起こしたら直ちに運行を停止し、被害状況を確認する。
負傷者がいる場合は直ちに救護する。道路における危険防止
の措置をとり、警察、事業者へ報告する。

日 時	4月12日(土) 4時5分頃発生(曇天)
場 所	足立区内(一般交通の用に供するその他の道路)
当事者	①自転車(女性80代死亡)×②事業用準中型貨物車(男性50代) 船着は過失の軽重を示すものではありません
状 況	足立区東和 至 大谷田橋交差点 至 東和二丁目
概 要	事業用準中型貨物車が葛西用水橋通りを大谷田橋交差点 方向から東和二丁目方向に進出し、自転車を追い抜く際 衝突し、救護義務と報告義務を怠り逃走したものである。

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境 G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページでPDFデータも掲載しています

トラック事故速報

死亡事故

ブ目標3で、都道府県ト
ラック協会と共通で取り
組む「行動月間」の施策
の一つとして設定し、5
月の美化月間ではゴミの
不法投棄対策に取り組む
もの。
東ト協では、車内貼付
用ステッカーを会員事業
者へ配布予定(次号に同
封)。

警視庁では駐車規制の
見直しを実施しており、
元年に貨物車専用の駐車
スペースを設置して以
来、設置箇所は6年度を
含め、計182か所とな
っている。
東京都トラック協会
は、駐車規制が業界の生
産性向上、労働条件の改
善に向けた取り組みの阻
害要因の一つとな
っていることか
ら、物流政策委員
会(三村偉一郎委
員長)で対応策を
検討し、これまで
も警視庁交通部に
駐車規制の見直し
を要望してきた。
昨年度は、会員
事業者への駐車違反取締
りに係る状況等の調査結
果に基づき駐車規制の見
直し要望エリア157か
所を取りまとめ、今年3
月に警視庁交通部長に対
して、規制見直しの要望
書を提出していた(4月
10日号既報)。
警視庁は、業界要望を
踏まえ、貨物車専用駐車
スペースを増設している
が、依然として駐車場所
は不足している状況にあ
る。このため、東ト協物
流政策委員会では引き続
き駐車問題の改善に向け
て、規制の見直しを求め
ていく方針だ。
また、同委員会は、当

貨物集配中の車両に係る駐車規制見直し場所一覧(令和6年度)

所轄署	実施場所(実施枠数)	時 間
月 島	中央区晴海3-13(1)	9:00～21:00
月 島	中央区晴海5-1-9(1)	9:00～21:00*
月 島	中央区晴海5-1-17(1)	9:00～21:00*
高 輪	港区白金台2-9-12(1)	9:00～21:00
高 輪	港区白金台1-2-37(2)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪1-23-28(2)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪1-23-26(1)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪1-23-23(2)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪1-27-47(1)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪1-27-44(2)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪3-5-25(1)	9:00～21:00
高 輪	港区高輪3-5-23(1)	9:00～21:00
麻 布	港区六本木3-14(1)	9:00～21:00
池 上	大田区矢口1-2(2)	9:00～21:00
世田谷	世田谷区池尻3-27(1)	9:00～21:00
世田谷	世田谷区世田谷2-2(1)	9:00～21:00
碑文谷	目黒区自由が丘1-30(1)	9:00～21:00
碑文谷	目黒区八雲5-20(2)	9:00～21:00
渋谷	渋谷区恵比寿4-3(1)	9:00～21:00
中 野	中野区東中野2-22(1)	9:00～21:00
中 野	中野区東中野3-14(1)	9:00～21:00
中 野	中野区東中野4-15(1)	9:00～21:00
中 野	中野区本町4-39(1)	9:00～21:00
本富士	文京区本郷3-1(1)	9:00～21:00
王 子	北区王子5-1(1)	9:00～21:00
西新井	足立区梅島3-3(1)	9:00～21:00
綾 瀬	足立区大谷田4-9(1)	9:00～21:00
亀 有	葛飾区亀有3-29(2)	9:00～21:00
八王子	八王子市中町1-3(1)	7:00～18:00
八王子	八王子市中町4-12(1)	7:00～18:00
八王子	八王子市中町3-14(1)	7:00～18:00
八王子	八王子市横山町7-5(1)	7:00～18:00
八王子	八王子市横山町6-6(1)	7:00～18:00
町 田	町田市原町田6-8(2)	11:00～19:00
町 田	町田市原町田6-9(1)	11:00～19:00
町 田	町田市原町田6-20(3)	11:00～19:00
町 田	町田市原町田6-21(1)	11:00～19:00
多摩中央	多摩市唐木田1-2(1)	9:00～21:00

※令和7年6月整備完了予定

違反別 営業用トラック関与の交通事故

	安全 不確認	前方 不注意	交差点 安全進行	歩行者 妨害	一時 不停止	ハンドル ブレーキ	信号 無視	徐行 違反	右左折	その他	計
大 型	1 当件数	24	9	7	1	0	3	0	0	16	60
大 型	関与事故件数	24	8	7	1	0	1	0	0	33	74
大 型	(前年比)	+1	+4	-2	±0	±0	-5	±0	±0	+8	+6
中 型	1 当件数	18	11	10	2	0	7	2	0	8	58
中 型	関与事故件数	19	12	10	2	0	7	2	0	26	78
中 型	(前年比)	+3	-1	+1	±0	±0	+5	+2	±0	-1	+14
準 中 型	1 当件数	27	28	14	3	1	2	2	0	25	102
準 中 型	関与事故件数	28	23	18	3	1	2	2	0	58	135
準 中 型	(前年比)	-9	+1	-1	-2	-2	±0	±0	±0	+7	-6
普 通 型	1 当件数	87	46	52	8	10	17	4	3	31	258
普 通 型	関与事故件数	91	45	61	8	10	17	4	2	95	333
普 通 型	(前年比)	-11	+8	+9	-2	+5	+9	-3	±0	±0	-29
合 計	1 当件数	156	94	83	14	11	29	8	3	80	478
合 計	関与事故件数	162	88	96	14	11	27	8	2	212	620
合 計	(前年比)	-16	+12	+7	-4	+3	+9	-1	±0	-1	-24
死 者 数	大型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死 者 数	中型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死 者 数	準中型貨物車(1当)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死 者 数	普通・軽貨物車(1当)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらかが営業用貨物車であった事故の
件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

たくさんの笑顔が走る
首都東京

令和7年3月末
現在の都内全
域の交通事故
発生件数(本年
累計)は、7,156
件で、前年同
期比15件減少
したが、死者
数は35人で同
1人の増加とな
った。
営業用貨物車
の関与事故(「
違反別」表の下
段「注」参照)
発生件数(本年
累計)は、620
件で前年同期
比15件減少し、
死者数は2人
で同2人の減少
となった。
事故類型別で
は、右左折時
の車両相互事
故が83件で
前年同期比4
件増加し、死
者数は0人だ
った。
違反別では、
安全不確認
による関与事
故件数が162
件で、前年同
期比16件の減
少となっている。

運転寿命を延ばすための
視野障害対策

視野障害の早期発見
早期治療・治療継続
運転寿命を延ばす

オリジナル
編集版
DVD 付冊

「信号機が消える！」
～視野障害(緑内障)が引き起こす交通事故を防ぐために～

正常視 視野障害者

関東交通共済協同組合

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03-5337-1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

関交協
オリジナル
冊子

運転寿命を延ばすための
視野障害対策

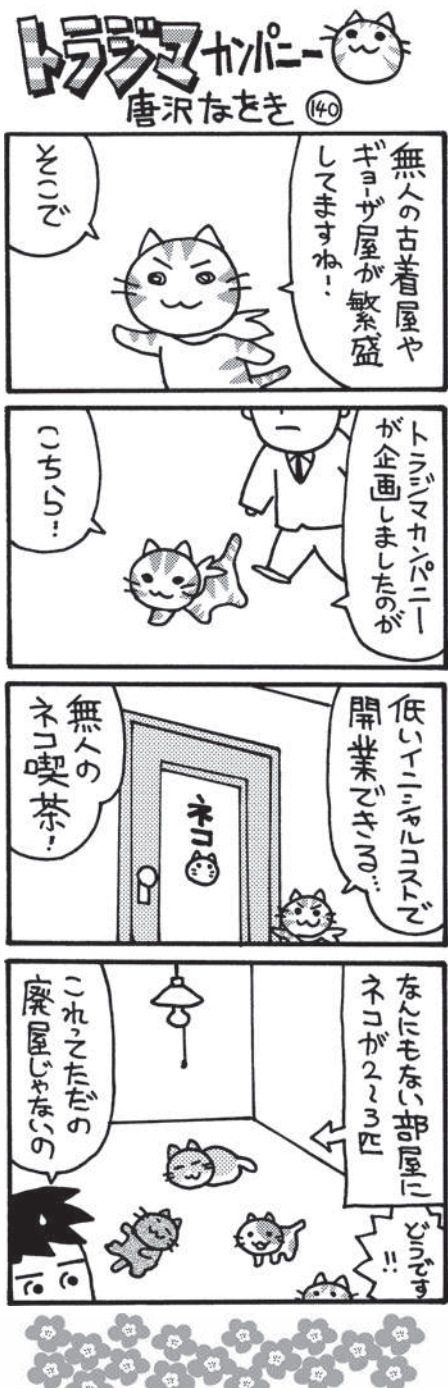
関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を課題とし、
様々な事故防止支援を行っております。

この度、視野障害が原因となる交通事故を防ぐため、事業者が取り
組むべき内容をまとめた DVD 付冊子を制作しました。

国土交通省事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げら
れた取り組むべき課題「健康に起因する事故の増加への対応」に則し
た指導・教育にご活用ください。



関東交通共済協同組合



ロジ・モビリティ財団（エコモ財団）との共催により、自動車運送事業者（トラック・バス・タクシー）を対象に「グリーン経営認証取得講習会（東京）」を開催する。

時間は午後1時30分～3時30分、会場はA P 西新宿Aルーム（5階）。定員は30人（先着順）。参加費は無料。申込締切日は、

申込5月15日まで

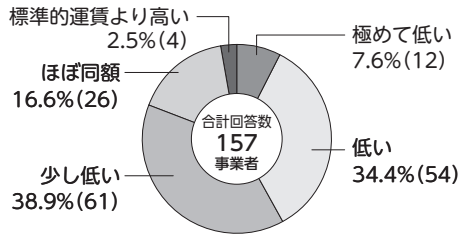


二次元コード

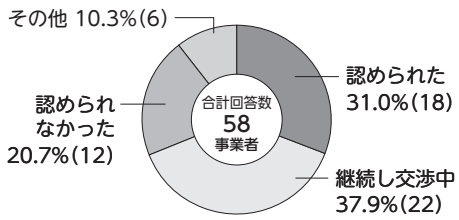
（7・6％）を加えた80・9％が「低い」とし、前回調査より5・3％減少。調査開始以来初の減少となった（グラフ①）。

また、標準的運賃の届出状況については、「届出済み」（68・4％）、「令和2

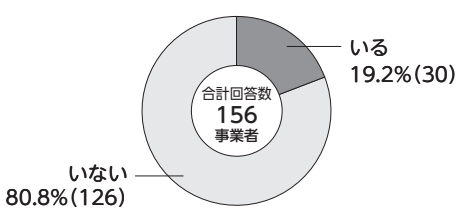
グラフ① 現行收受運賃料金と「標準的運賃」とのかい離状況（カック内回答数）



グラフ② 「標準的運賃」の荷主等への交渉結果（カック内回答数）



グラフ③ 1か月の拘束時間284時間を超えている運転者の有無（カック内回答数）



グリーン経営認証取得 5月22日講習会開催

関東運輸局は5月22日、交通エコロジ・モビリティ財団（エコモ財団）との共催により、自動車運送事業者（トラック・バス・タクシー）を対象に「グリーン経営認証取得講習会（東京）」を開催する。

▽問い合わせ先「交通エコロジ・モビリティ財団グリーン経営業務室（☎03・5844・6276）」

は、①許可の更新制度の導入（トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入する）、②「適正原価」を下回る運賃および料金の制限（トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶ時や、他事業者の一部改正案では、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化）、④違法な「白トラ」に係る荷主などの取り締まり（許可や届出なく有償で運送行為を行うトラックのいわゆる「白トラ」の利用を禁止（罰則付き）、荷主などに対しては是正指導も実施）を柱とする。事業法の一部改正を担保するため、貨物自動車

現行の收受運賃・料金は標準的運賃より「少し低い」（38・9％）が最も多く、これに「低い」（34・4％）と「極めて低い」（7・6％）を加えた80・9％が「低い」とし、前回調査より5・3％減少。調査開始以来初の減少となった（グラフ①）。

また、標準的運賃の届出状況については、「届出済み」（68・4％）、「令和2

は「継続し交渉中」（37・9％）が最も多く、6・8％増加し、「認められた」（31・0％）は10・0％減少となったが、交渉時間の減少による拘束時間・労働時

改善基準告示遵守状況

超過運転者ありが2割に

6年8月以降、運転者の処遇改善、特に基本給の昇給などを行った事業者は40・3％で前回調査から11・6％の減少で、「検討中」（22・7％）は11・0％、「行方不明」（18・8％）は16・2％とそれぞれ増加。「臨時給与を支給した」は5・2％となった。一方、「行わない」（13・0％）は10・4％の減少。

事業法の一部改正案では、①許可の更新制度の導入（トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入する）、②「適正原価」を下回る運賃および料金の制限（トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶ時や、他事業者の一部改正案では、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化）、④違法な「白トラ」に係る荷主などの取り締まり（許可や届出なく有償で運送行為を行うトラックのいわゆる「白トラ」の利用を禁止（罰則付き）、荷主などに対しては是正指導も実施）を柱とする。事業法の一部改正を担保するため、貨物自動車

は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化）、④違法な「白トラ」に係る荷主などの取り締まり（許可や届出なく有償で運送行為を行うトラックのいわゆる「白トラ」の利用を禁止（罰則付き）、荷主などに対しては是正指導も実施）を柱とする。事業法の一部改正を担保するため、貨物自動車

運賃動向調査

標準的運賃の届出率83%

東京都トラック運送事業者協同組合連合会はこのほど、第42回「運賃動向」に関するアンケート調査の結果をまとめた。調査対象時期は1月31日時点。回答数は158事業者（以下、回答割合は設問の有効回答に対する構成率、増減は昨年7月実施の前回調査比）。

標準的運賃の交渉状況は、「交渉した」（41・4％）が最も多く、「交渉する予定」（24・3％）と合わせて65・7％と全体の約3分の2となる。交渉した結果については「継続し交渉中」（37・9％）が最も多く、6・8％増加し、「認められた」（31・0％）は10・0％減少となったが、交渉時間の減少による拘束時間・労働時

間の短縮（44・3％）、「運賃の値上げ（運送原価計算に基づく根拠のある値上げ要請）」（31・4％）、「配送効率の向上（過度な多頻度小口輸送などの見直し）」（22・2％）の順となっている。

6年8月以降、運転者の処遇改善、特に基本給の昇給などを行った事業者は40・3％で前回調査から11・6％の減少で、「検討中」（22・7％）は11・0％、「行方不明」（18・8％）は16・2％とそれぞれ増加。「臨時給与を支給した」は5・2％となった。一方、「行わない」（13・0％）は10・4％の減少。

事業法の一部改正案では、①許可の更新制度の導入（トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入する）、②「適正原価」を下回る運賃および料金の制限（トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶ時や、他事業者の一部改正案では、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を2回以内に制限するよう努力義務化）、④違法な「白トラ」に係る荷主などの取り締まり（許可や届出なく有償で運送行為を行うトラックのいわゆる「白トラ」の利用を禁止（罰則付き）、荷主などに対しては是正指導も実施）を柱とする。事業法の一部改正を担保するため、貨物自動車

自民党トラック議連

自由民主党トラック輸送振興議員連盟（会長・加藤勝信衆議院議員）は4月17日、総会を開催し、貨物自動車運送事業法の一部改正などについて現状を報告した。

わが国の物流の持続可能な確保および国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の発展を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法の制定が必要と説明。

事業法5年更新制を柱に検討

基本方針に基づき、必要な法制上の措置などを実施し、法律の施行後3年以内を目途として講じ

このほか、政府は物流

に関する施策の総合的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置し、推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置する。

運送事業の適正化のため

の体制の整備等に関する法律案（仮称）を制定する。基本方針では、体制の整備に向けて、許可の更新事務および事業適正化支援などを適切・効率的に実施できるよう、独立行政法人に委託するなど

必要な体制を整備すべき

とした。これらの業務の実施に必要な費用を確保できるよう更新手数料や広く社会で支える観点から財政措置を検討すべきと



人を守る。未来を思う。

商工中金

本店営業部 神田支店
〒104-0028 中央区八重洲2-10-17
TEL: 03(3246)9080

副都心営業部（新宿支店・渋谷支店）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3
TEL: 03(3340)1551

東京支店
〒105-0012 港区芝大門2-12-18
TEL: 03(3437)1231

池袋支店
〒171-0022 豊島区南池袋1-21-10
TEL: 03(3988)6311

押上支店
〒130-0002 墨田区業平3-10-8
TEL: 03(3624)1161

上野支店
〒110-0005 台東区上野1-10-12
TEL: 03(3834)0111

深川支店
〒135-0042 江東区木場5-11-17
TEL: 03(3642)7131

大森支店
〒143-0016 大田区大森北1-1-10
TEL: 03(3763)1251

八王子支店
〒192-0081 八王子市横山町2-5
TEL: 042(646)3131



高めの金利設定
※当金庫内比較

固定金利の半年複利

選べる期間
1年・2年・3年

定期預金

個人のお客さま向けの

マイハーベスト

■お問合せ・資料のご請求は

テレホンバンキングセンター（平日9:00～17:00、銀行休業日を除く）

0120-299-233

■詳しくはホームページで

商工中金 マイハーベスト

検索

千住宿開宿400年

「千住宿が開宿されて400年、街おこしイベントがある」という一行(断片)情報に乗ってしまい、早とちりの失敗談をつくってしまった。



千住「街の駅」

あわてる……転んでも……

まずは簡単にその顛末を。千住宿が開宿されて400年、スタンブラリーのような街おこしイベントをやっているという話を聞いた。よくある話なのだが、決め手は「地口行灯」。これに食いついた。宿場開宿400年バージョンでもできたのかという勝手な思い込みもあり、内容もイベントも確認せず、北千住に出かけてしまった。

そしてイベント情報を得ようと、北千住駅西口から宿場通り(旧日光街道)の「街の駅」へ。ところが応対してくれた人は、「そうした話はまだ区から聞いていない」「具体的な話はきていない」と言い、通りを見回しても開宿祭りのムードは感じられない。思い込みが招いた、早とちりそのもの。それでは、と気を変えて、通りにある地口行灯をゆつ

くりと眺め、「街の駅」でもらった「足立区 大千住マップ」を片手に、千住巡りへと方向転換した。宿場通りは、北千住でのイベント時に使われる「虹の広場」へのルートで、勝手知ったる土手八丁気分、まずは名物からと「かどやの槍かけだんご」で舌鼓。店名は、水戸黄門(水戸光圀)が家来に槍を立てかけさせて休息した、寺の松にちなんでいるという。

目的の地口行灯は、宿場通りなどの店舗に飾られていた。すんなりと分かるものもあるが、文字が読めない絵柄から想像して、推測しないと解けない。このような時に読めたらと、カルチャーセンターなどで開かれていた古文書入門や、くずし字講座が人気なのも納得できる気がした。読めたとしても典拠が分か

らないものもあり、当時の流行りはどうだったのかと想像する。有名な「隣の空き地に囲いができたね」「へい(塀)」のようなダジャレが地口の一種で、これをことわざや芝居の台詞、格言などを典拠にして作り、その言葉に滑稽な絵を描いて、角型の行灯に仕上げたのが地口行灯だ。



千住絵馬屋・吉田屋

地口行灯をいくつか紹介すると、「鬼に片棒(鬼に金棒)」「(写真①)、「角あれば歩あり(衆あれば苦あり)」「(写真②)、「かつた兜の緒をしめる(勝つて兜の緒をしめる)」「や、玉あげがんどき(生揚げがんどき)」などとは何となく分かったが、「くわい」としらずに十たべた「お傘をかついでちどりあし」(写真③)などになるとついていけない。それでも元句の「笹をかついでちどりあし」から笹は酒の別名で、それを傘に洒落て、徳利を担いでいい気持ちで千鳥足になっている様子が想像できる。地口行灯の「謎解き」の答えを知るには、足立区郷土博物館発行の図録「地口行灯の世界」がある。

地口行灯は、宿場通りにある千住絵馬屋・吉田屋が製作している。同店は江戸時代中期から絵馬をはじめ、地口行灯、凧などを描いてきた。物問屋で、8代目の当代は、足立区登録無形民族文化財保持者である。と、店前にある足立区教育委員会の説明板にあった。それによると、地口行灯はかつて初午の祭りに奉納されていたが、現在は9月に千住の各宮で開催される祭礼で飾られるという。



試された洒落とセンス 大いに楽しみました

地口行灯にかかわりすぎたが、開宿400年を迎えた千住宿は寛永2(1625)年に設けられ、文政期に

は41家の大名たちが日光街道、37家が奥州街道を往復。そのほかの街道では、東海道は146家、中山道は30家、甲州街道は3家の大名たちが行き来していた。千住は日光・奥州街道と御三家の一つ、水戸藩に至る水戸街道の分岐点に当たり、江戸への入り口となる千住大橋は、「橋上の人馬は絡繹として間断なし」と、人馬の流れが途切れないほど、宿場として大いに栄えていたようだ。また同時に、千住宿は北方からの防衛拠点でもあり、幕府は「千住勤番」を設けるほど重視していた、歴史的に由緒ある地で、見所はそろっている。

「街の駅」で手に入れた「大千住マップ」には、千住を楽しむ3ステップが記されていたが、今回はどれもできなかった。またの機会を作らなければと決めた。

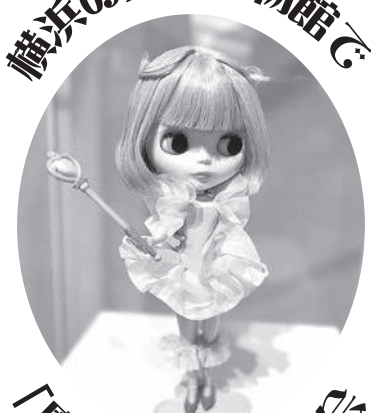
ポケット



今回は「横浜人形の家」に行きました。山下公園そばの人形博物館で、世界各国の人形が1万点以上収蔵されています。

この日は「魔法少女の軌跡」と題して、日本のアニメで一大ジャンルを確立した「魔法少女」をテーマに、アニメ『魔法使いサリー』から始まり、約60年にわたる歴史が、おもちゃや人形などとともに展示されていました。

私も小学生の時に魔法少女アニメを見ていました。当時、男子同士の会話では何となく話



「魔法少女」と再び

題にしているわけではない雰囲気がありましたが、実は男子でも見ていた人はいたので、懐かしかったです。展示会の監修を務めた横浜国立大学教授の須川亜紀子教授の解説には、「魔法少女」や「ガールヒーロー」のアニメーションや特撮ドラマの分野は、これまで各会場では、アニメ『魔法の天使クリイミーマミ』のファッシュドール「ブライス」(写真)が展示されており、約40年の時を越え、また出会えて、感慨深かったです。会場には家族連れもいて、お母さんが女の子に「ママ、このコンパクト持っていたよ!」と、興奮気味に話していました。

このほか、人形作家の吉田良さんが制作した魔法少女作品も展示されており、人形の流し目の怪しさにもゾクッとしました。この展示会は6月29日まで開催しています。

時代の人々を勇気づけ、時に困難な状況に直面しながらも、「自分らしくある」ことを追及し続け、主人公はその姿を、主にテレビを通じて発信してきました。本展では、「魔法」や「変身を通じて、各時代の自分らしさ」その人らしさについて共に考えることが



こもれびの足湯

春の日差しが暖かく、心地いい季節になってきました。小平市の玉川上水緑道沿いにある「こもれびの足湯」は、誰でも無料で利用できる、地域に開かれた癒しのスポットです。ここは地下250センチから汲み上げた井戸水を、近くにあるごみ処理施設の排熱を利用して温めているそうです。無料ですがきちんと管理入

誰でも気軽に、足元からほっとひと息。

静かな空間に、風にそよぐ葉音や鳥のさえずりが響き、足湯に浸かってリラックスするひとときは、ちょっとした気分転換にぴったりです。地域の方々の交流の場としても親しまれており、初めて訪れる人にもやさしく、話しかけてくれ、優しい雰囲気がかかっています。忙しい日常の中で、深呼吸ができる場所。足元から全身に届く温かさをぜひ体験してみてください。

こもれびの足湯
住所 小平市中島町3-5 (西武拝島線 東大和市駅 徒歩10分)
利用時間 (3月~9月) 9:30~16:30 (10月~2月) 9:30~16:00
休 場 日 毎週木曜日 (利用料) 無料

三丁目

新年度に入っても物価上昇が続いている。トラック運賃も上昇傾向にあるが、依然、値上げは思うに任せない状況だ。◆全日本トラック協会の2024年問

題対応状況調査結果によれば、荷主と運賃交渉をした結果、何らかの値上げをできたものの回答が9割以上に達する。もともと、希望額より低いところが7割以上を占め、部分的な値上げにとどまるどころが多いようだ。◆国土交通省告示「標準的運賃」と比較すると、実勢の収受運賃はその7割以下が半分以上という。同等かそれを超えるのは約1割にすぎない。告示の運賃水準とはかい離があるのが実情で、まだ普及・浸透するまでに至っていない。◆国交省が収受して然るべき運賃水準として告示しているものだけに、早く業界標準になることが望まれるが、なぜ適用が進まないのか。あくまで目安となる水準で、荷主に強制できるものではないからだろう。◆その適用はかなりの値上げとなるだけに、交渉の壁は厚く、事業者の取り組みだけでは限界がある。抜本的な浸透を図るには、適用を担保し後押しする何らかの措置が必要ではないか。